

(促進貸付1号)
農地中間管理事業借受申込書(農地借受者用)

(市町村経由)
(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

申込内容確認(押印)	
市町村	農業委員会

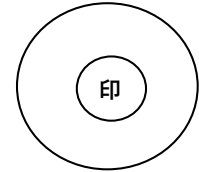
捨 印

【記 入 例】

受付番号：

令和 年 月 日

〒 969-1700
住 所 国見町大字00字005番地
フリガナ ケミ 仔町
氏 名 国見 一郎
生年月日 昭和00年0月00日
(法人設立年月日)
電話番号 024-585-0000



下記の農用地等について借り受けたいので、申込みます。
別紙の個人情報の利用目的に同意する場合はレ点を付けてください。

1 賃貸を希望する農用地等

番号	地域計画 区域名	所在地			地番	枝番	公簿 地目	現況 地目	公簿面積 (㎡)	契約面積 (㎡)	内容 (作物名)	希望 筆単価 (円/10a)	貸借期間の 希望終期	農地所有者氏名	土地附属物の該当	
		市町村	大字	字											1:既存 2:新設	契約満了時 (※1)
1		国見町	00	0	2	1	畑	樹園地	1,000	1,000	桃	8,000	R18.12.31	藤田 次男	1	1
2		国見町	▼▼	▼▼	4		田	田	1,500	1,500	水稻	10,000	〃	高城 三平	—	—
3		国見町	▼▼	▼	1		畑	畑	2,800	800	野菜	5,000	〃	〃	2	3
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				
												〃				

2 確認事項(※該当欄□に、✓を記入する)

別紙の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等については、Ⅰ、Ⅱともに、違反及び該当はありません。

- Ⅰに違反があります。(違反、該当がある場合は下欄にも記載する。)
- Ⅱに該当があります。

時期： 内容： 理由：

※1 土地附属物の契約満了(解約を含む)時の取扱い
農地所有者と事前に確認をとった上で、以下内容から選択(数字を記入)してください。

1:適正な管理の下、契約満了(解約含む)時の農地及び樹木・建造物の状態で返還
2:農地は適正に管理された状態で、樹木は地上1m以下に伐採して返還
3:農地は適正に管理された状態で、樹木は抜根、建造物は撤去し、更地にして返還
4:その他()

別 紙

利 用 目 的

当公社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。また、この範囲を超えた取扱はいたしません。

記

1 当公社の農地中間管理事業等の業務

- (1) 農用地等の貸借の契約
- (2) 地域農業の改善のため集落などを対象とした集団的な土地利用の調整
- (3) その他当公社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務

2 当公社における利用目的

- (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
- (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
- (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
- (4) 本人であることの確認のため
- (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 賃借料などの決済、精算のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
- (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
- (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため
- (11) 情報開示を希望した農地所有者への情報の提供

3 当公社以外の利用目的

- (1) 1の業務に係る市町村における農用地利用集積等促進計画の作成のため
- (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、賃借料精算等の業務のため
- (3) 機構関連事業(土地改良法第87条の3第1項)の土地改良事業に係る県又は土地改良区における事業計画作成等の業務のため

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

I 農地法その他の農業に関する法令

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)

- ①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)
- ②第4条(農地の転用の制限)
- ③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)
- ④第42条(措置命令)

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

- ①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)
- ②第15条の3(監督処分)

(3) 種苗法(平成10年法律第83号)

第20条及び第25条(育成者権又は専利用権の侵害)

(4) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)

第24条(使用の禁止)

II 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、

取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

(留意事項)

- a) I の(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けたものも含まれます。
- b) I の(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当するものも含まれます。
- c) I の(1)及びIIについては、申告の日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、I の(1)については、違反状態が是正されたものを除きます。
- d) I の(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。
- e) I について違反がある場合は借受を行うことができませんので、違反項目の是正を行った後、再度借受申込を行ってください。